

液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置の承認試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置の承認試験に関する事項

改正理由

IACS において、液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置に用いられる弁及び貨物ポンプに関し、承認試験の要件を明確にするための関連規定の見直しが行われ、2008 年 12 月に IACS 統一規則 G3(Rev.3)として採択された。本統一規則については 2009 年 10 月 30 日付一部改正にて既に本会規則へ取入れている。

この程 IACS において、更に、同装置に用いられる貨物ポンプのタイプテスト及び製品検査に関する規定の見直しが行われ、2011 年 3 月に IACS 統一規則 G3(Rev.4)として採択された。

今般、IACS 統一規則 G3(Rev.4)を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置に用いられる貨物ポンプのタイプテスト及び製品検査に関する規定を改めた。